



令和 7 年度

八 女 市 水 質 検 査 計 画



福岡県八女市建設経済部上下水道局

第1章

【八女・立花・上陽・豊岡地区】

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに浄水の水質状況
- 4 水質検査の項目、検査地点、検査頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査に関する事項
- 6 水質検査の方法及び検査頻度
- 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表の方法
- 8 水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携について

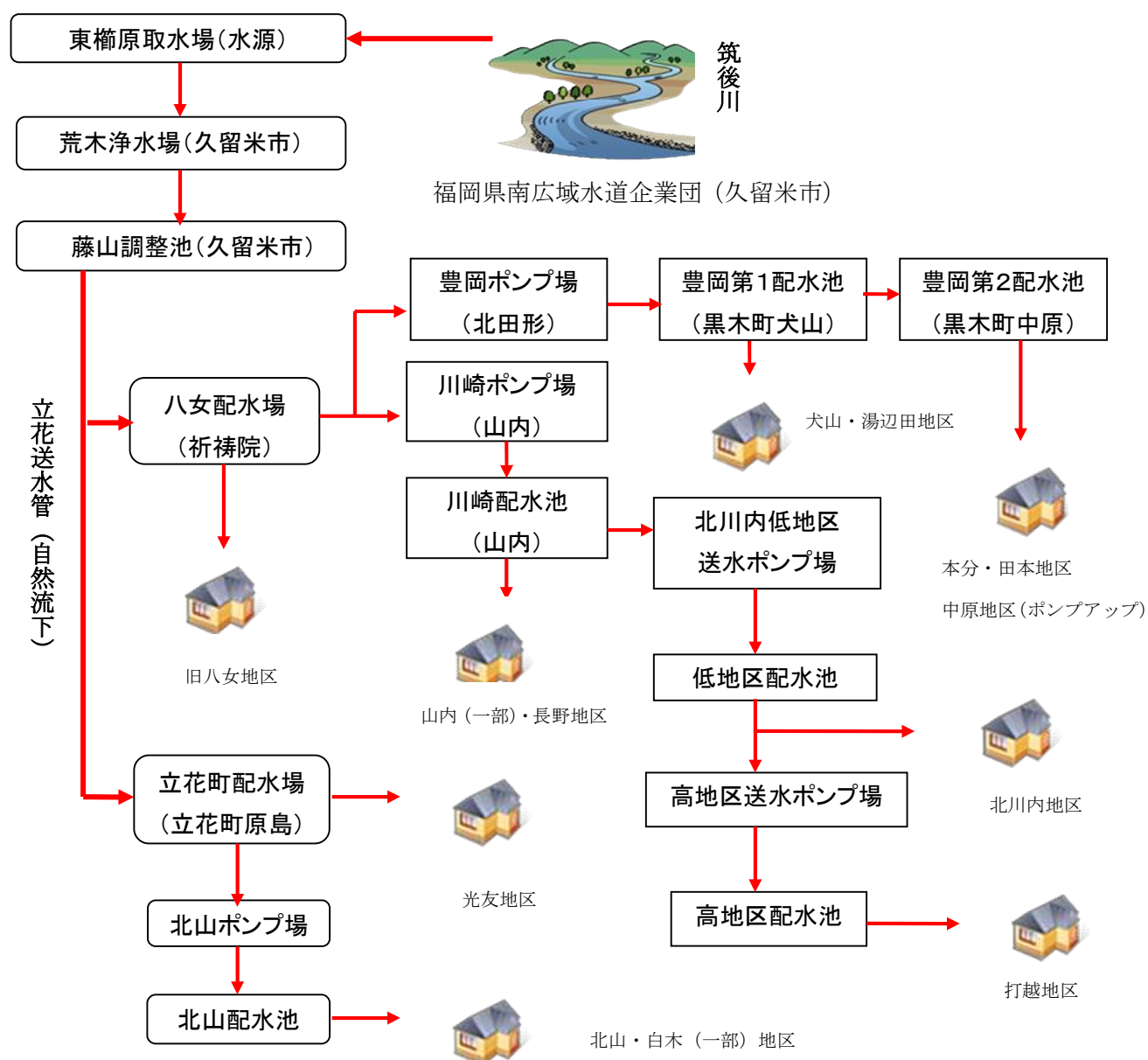
はじめに

八女市上下水道局では、安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水道用水を供給している福岡県南広域水道企業団と連携を図りながら、一貫した水質管理を行なっています。

水質管理の一環として、水道法で定められている水道水質基準や塩素消毒等の基準に照らして、水道水等の水質が法令に適合しているかどうかを判定するために行う測定が水質検査です。これまで行った水質検査の結果を踏まえ、水質管理において留意すべき事項や検査地点・検査方法・検査項目及び回数等を定めたものが、「水質検査計画」です。

令和7年度八女市水質検査計画では、水道法に基づく法令等の改正や地域特性を踏まえながら、水質検査を適正に執行するため、次のとおり策定しました。

【各家庭や事業所等に水道水を提供するまで】



1 水質検査計画に関する基本方針

八女市の水道事業における水質検査計画は、給水する水道水の安全性を的確・迅速に確認するために、水道法の規定により次の基本方針に従って水質管理を行います。（表－１）

- ① 水質検査は、水道法で義務付けられた水質基準項目、これを補完する水質管理目標設定項目及び福岡県南広域水道企業団が水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ② 水質検査の回数は、過去の検出濃度などを総合的に考慮し設定します。
- ③ 水質検査の地点はコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点とします。
- ④ 水質検査は、原則として水道G L P認定を取得している福岡県南広域水道企業団浄水管理課水質センターと「共同水質検査協定」に基づき実施します。

【福岡県南広域水道企業団 施設部 浄水管理課水質センター】

〒830-0062 久留米市荒木町白口55番地

TEL:0942-27-1563 FAX:0942-27-1795

E-mail:suishitsu@sflower.or.jp ホームページ <https://www.sflower.or.jp/>

2 水道事業の概要

本市は、平成18年10月に上陽町と、平成22年2月に黒木町、立花町、矢部村、星野村との大合併を果たし、令和6年3月31日現在での行政区域内人口は、59,835人で行政区域の面積は482.44平方キロメートルを有する市となっています。

八女市の水道事業は、令和元年度末までは、1つの上水道事業と2つの簡易水道事業で運営していました。上水道事業につきましては、平成23年4月に上陽町簡易水道、平成24年4月に立花町上水道事業を八女市上水道事業へ統合を図り事業運営を行っています。水源としては、県南の8市3町1企業団で構成された地方公共団体の機関である福岡県南広域水道企業団からの浄水を受水しています。

また、簡易水道事業につきましては、平成25年11月に黒木町の8地区の簡易水道事業を統合し黒木地区簡易水道事業として、そして、平成27年3月には星野村の5地区の簡易水道事業の統合により星野地区簡易水道事業として事業運営を行っていましたが、水道事業の将来にわたる経営の健全化を確保するために、令和2年4月1日に簡易水道事業を上水道事業に統合して事業運営を行っています。

☛上水道事業＝給水人口5,000人を超えて給水する計画の水道事業をいいます。

☛簡易水道事業＝給水人口101人以上5,000人以下に給水する計画の水道事業をいいます。

(1) 給水状況(令和6年3月31日時点) 計画給水人口＝41,000人(R11)

●八女地区(図－1)

福岡県南広域水道企業団からの配水系統は、久留米市藤山の同企業団の藤山調整池から浄水を自然流下にて、八女市上水道配水場(八女市祈祷院)の受水地点で追塩を行い、旧八女市の給水区域へ配水しています。また、山内の一部、長野地区へは川崎ポンプ場で追塩した後、川崎配水池より配水しています。

・計画給水人口	30,000人
・現在給水人口	29,949人
・一日最大給水量	8,023 m ³ /日
・一日平均給水量	7,365 m ³ /日

●上陽町地区(図－1)

上陽地区は、令和2年4月1日に既設水源(地下水)を廃止し、川崎配水池(八女市山内)から北川内低地区送水ポンプ場へ送水し、追塩した後、低地区・高地区配水池より上陽町地区の給水区域へ配水しています。

・計画給水人口	1,210人
・現在給水人口	1,191人
・一日最大給水量	576 m ³ /日
・一日平均給水量	465 m ³ /日

●立花町地区(図－1)

立花町地区の水道水も、福岡県南広域水道企業団からの浄水を八女市立花町配水場(八女市立花町原島)で受水し、追塩した後、光友地区給水区域へ配水しています。また、北山・白木(一部)地区においては、北山ポンプ場から北山配水池へ送水し、追塩した後、給水区域へ配水しています。

・計画給水人口	3,900人
・現在給水人口	3,772人
・一日最大給水量	1,439 m ³ /日
・一日平均給水量	915 m ³ /日

●豊岡地区(図－1)

令和4年度から豊岡地区(犬山、湯辺田)への配水を開始しています。配水する水道水は、福岡県南広域水道企業団からの浄水で、豊岡ポンプ場(八女市北田形)から豊岡第1配水池(八女市黒木町本分)へ送水し、追塩した後、犬山・湯辺田地区へ配水し、また、令和5年度から豊岡第1配水池から豊岡第2配水池へ送水を行い、追塩した後、本分・田本地区へ水道水の配水しています。なお、中原地区においては豊岡第2配水池からポンプアップにより給水区域へ配水しています。

・計画給水人口＝940人	・給水人口＝511人
--------------	------------

(2) 施設の概要

【八女地区】

施 設 名	八女市上水道配水場（平成 26 年度建設）
事 業 主 体	八女市
所 在 地	八女市祈祷院 33-4 他（県道拡幅工事：移設）
原 水 種 別	浄水受水（福岡県南広域水道企業団）
処 理 方 法	追加塩素消毒

【上陽地区】

施 設 名	北川内低地区送水ポンプ場（平成 7 年度建設）
事 業 主 体	八女市
所 在 地	八女市上陽町北川内 795-1
原 水 種 別	浄水受水（福岡県南広域水道企業団）
処 理 方 法	追加塩素消毒

【立花地区】

施 設 名	八女市立花町配水場（平成 4 年度建設）
事 業 主 体	八女市
所 在 地	八女市立花町原島 805-5
原 水 種 別	浄水受水（福岡県南広域水道企業団）
処 理 方 法	追加塩素消毒

【豊岡地区】

施 設 名	豊岡ポンプ場（令和 3 年度建設）
事 業 主 体	八女市
所 在 地	八女市北田形 593-1
原 水 種 別	浄水受水（福岡県南広域水道企業団）
施 設 名	豊岡第 1 配水池（令和 3 年度建設）
所 在 地	八女市黒木町本分（犬山） 4490-1
処 理 方 法	追加塩素消毒
施 設 名	豊岡第 2 配水池（令和 3 年度建設）
所 在 地	八女市黒木町本分（中原） 3003-1
処 理 方 法	追加塩素消毒

3 水源の状況並びに浄水の水質状況

八女市の水道水は、福岡県南広域水道企業団荒木浄水場（久留米市荒木町）から浄水を受水し、供給しています。同企業団との共同水質検査の結果、水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水道水であるといえます。

また、過去においても水質の異常は発生していません。（表－2）

※共同水質検査：福岡県南広域水道企業団と平成 25 年度から「共同水質検査に関

する協定書」に基づき、構成団体の給水栓等の水質検査を企業団で行っています。水質検査業務を共同で実施することにより、相互の水質検査に関する技術協力の向上、水質管理の強化等を図ることを目的としています。

「構成団体：久留米市・大川市・筑後市・柳川市・大牟田市・八女市・朝倉市・みやま市・大木町・広川町・筑前町・三井水道企業団」

4 水質検査の項目、検査地点、検査頻度及びその理由

(1) 水質検査を行う項目

水質検査計画において実施する検査項目については、水質基準項目の検査頻度の設定理由に基づき、「安全で良質」な水道水の供給を行うために、管末付近の給水栓で以下のとおり実施します。

- ・検査項目：水質基準項目（51項目）
- ・検査頻度：月1回、年1回、年4回（表－1）「水質検査項目ごとに水道法に基づき設定」

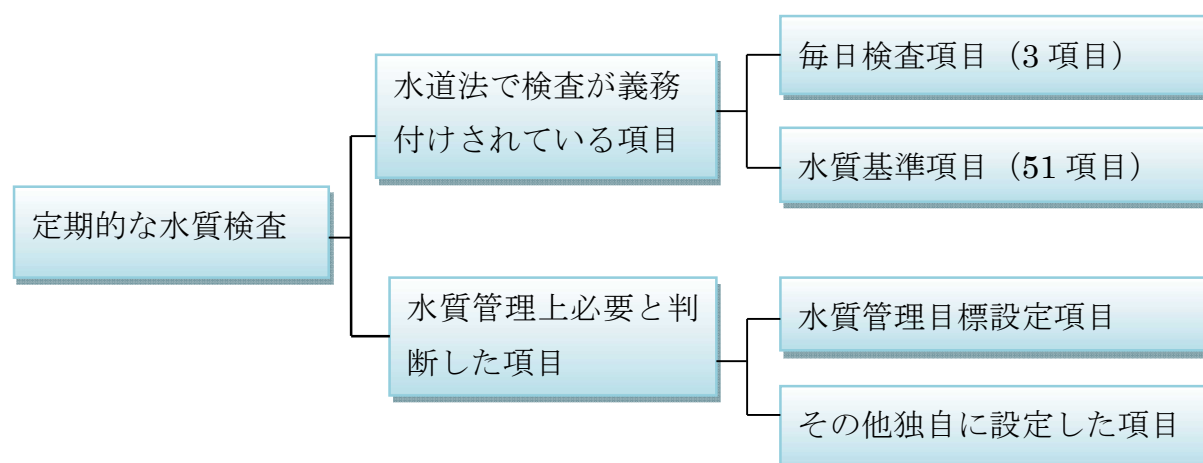
※3年に1回に省略できる水質基準項目においても、安全確認及び水質変動を把握するため頻度を上げて年1回実施します。

(2) 水質検査試料採水地点（図－2）

水質検査の試料採水地点は下記の10か所の給水栓で行います。

- ① 八女市室岡地内
- ② 八女市立花町北山地内
- ③ 八女市立花町谷川地内
- ④ 八女市忠見地内
- ⑤ 八女市北田形地内
- ⑥ 八女市上陽町北川内地内（打越）
- ⑦ 八女市上陽町北川内地内
- ⑧ 八女市黒木町湯辺田地内
- ⑨ 八女市黒木町田本地内
- ⑩ 八女市黒木町中原地内

また、水道法で定められている一日一回以上行う「色・濁り・消毒の残留効果」の水質検査は10地点の管末付近の給水栓で実施し記録します。（図－3）



5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は次のような場合に行います。水道水が水質基準に適合しない恐れがあるときや、水道水の水質基準超過が継続することにより人の健康を害する恐れがあるときに、臨時の水質検査を行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(例：集中豪雨、渇水及び原因不明等により色、濁り及び臭気等に著しい変化が生じた場合)

(2) 水源に異常があったとき。

(例：魚等が死んで多数浮上した場合や油膜及び汚泥等の汚物を発見した場合)

(3) 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

(例：クリプトスポリジウム等による水系感染症が発生した場合)

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(例：浄水処理の不具合に伴う濁度の上昇等)

(5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき。

(例：送水管における急激な流速の変化に伴う赤水等の発生)

(6) その他、特に必要があると認められるとき。

6 水質検査の方法及び検査頻度

水質検査の方法については、水質基準項目は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境省が定める方法」により実施します。

また、検査項目、各項目の検査頻度及び頻度の選定については、水道法に定めた水質検査計画表のとおりです。(表－1)

なお、検査実施については、地方公共団体の機関である福岡県南広域水道企業団(水道G L P 認定)との「共同水質検査協定」に基づき実施します。

※「水道G L P (Good Laboratory Practice) とは、水道水の水質検査のための規格として第三者機関(社)日本水道協会)によって認定業務が行われています。」

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表の方法

水道法の定めにより策定した水質検査計画は毎事業年度の開始前に『八女市上下水道局窓口』『東部上下水道係窓口』『星野支所建設係窓口』『八女市ホームページ』で公表します。

【HPアドレス：<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>】

8 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、過去に行った水質検査結果を水質基準値やその他の目標値と照らし合せ、必要な検査場所、検査項目及び検査回数など毎年見直しを行います。また、水道需要者から頂いた水質検査計画(案)に対する意見も反映していきます。

9 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性を保証（品質保証）するためには、精確で信頼性の高い検査結果が常に得られなければなりません。精確で信頼性の高い水質検査結果とは、誤差やバラツキの少ない検査結果ということであり、これらをできるだけ少なくするためには、水質検査の精度を定められた方法で確認を行なうことが必要です。このことを精度管理といいます。

水質検査は、環境省が定めた水質検査法により行い、その検査精度として、水質基準値の10分の1の値を正確に測定できることが求められています。八女市では、水質検査の精度を確保でき水質検査の体制と技術が一定水準以上であることを証明できる福岡県南広域水道企業団施設部浄水管理課水質センター（水道G L P認定）との「共同水質検査協定」に基づき実施します。

10 関係者との連携について

八女市では、水質事故等に素早く対応するために、関係機関との連絡体制を密に行い、関係団体との情報交換や検討委員会等へ参画し、広く連携を図っていきます。

（関係機関）

- ◆福岡県南広域水道企業団（8市3町1企業団）
- ◆福岡県（福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室）
- ◆（公社）日本水道協会
- ◆環境省 など

（参考資料）

- ☞水質基準項目（51項目）の説明
- ☞水道用語集

※水質検査計画について、ご意見・ご要望などがございましたら、上下水道局上水道工務係へご連絡をお願いいたします。

福岡県八女市建設経済部上下水道局

〒834 - 8585

福岡県八女市本町647番地

TEL:0943 - 23 - 1107(上水道工務係)

FAX:0943 - 23 - 7031

E-mail:suidou@city.yame.lg.jp